附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

3　この政令の施行の日から令和九年三月二十八日までの間におけるこの政令による改正後の電波法関係手数料令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令第十五条中「二、七〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二、五〇〇円）」とあるのは「二、七〇〇円」と、新令第十六条中「二一、五〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二一、三〇〇円）」とあるのは「二一、五〇〇円」と、新令第十七条中「三、七五〇円（電子申請等による場合にあつては、三、六〇〇円）」とあるのは「三、七五〇円」と、新令第十八条第二号中「三、一五〇円（電子申請等による場合にあつては、二、九五〇円）」とあるのは「三、一五〇円」とする。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百二十九号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第九条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）及び精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一万九千三百七十円」を「二万四千三百円」に改め、同条第二項中「一万八千三百八十円」を「二万五百十円」に改める。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万四千百四十円」を「二万八千九百十円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年七月十八日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

条　約

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十六号

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

日本国政府及びニュージーランド政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍が実施する。

第二条

1　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はニュージーランド国防軍により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はニュージーランド国防軍による武器の提供を含むものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。